

委任並びに相続人代表者指定届

年 月 日

むつ市農業委員会 会 長 様

相続人 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

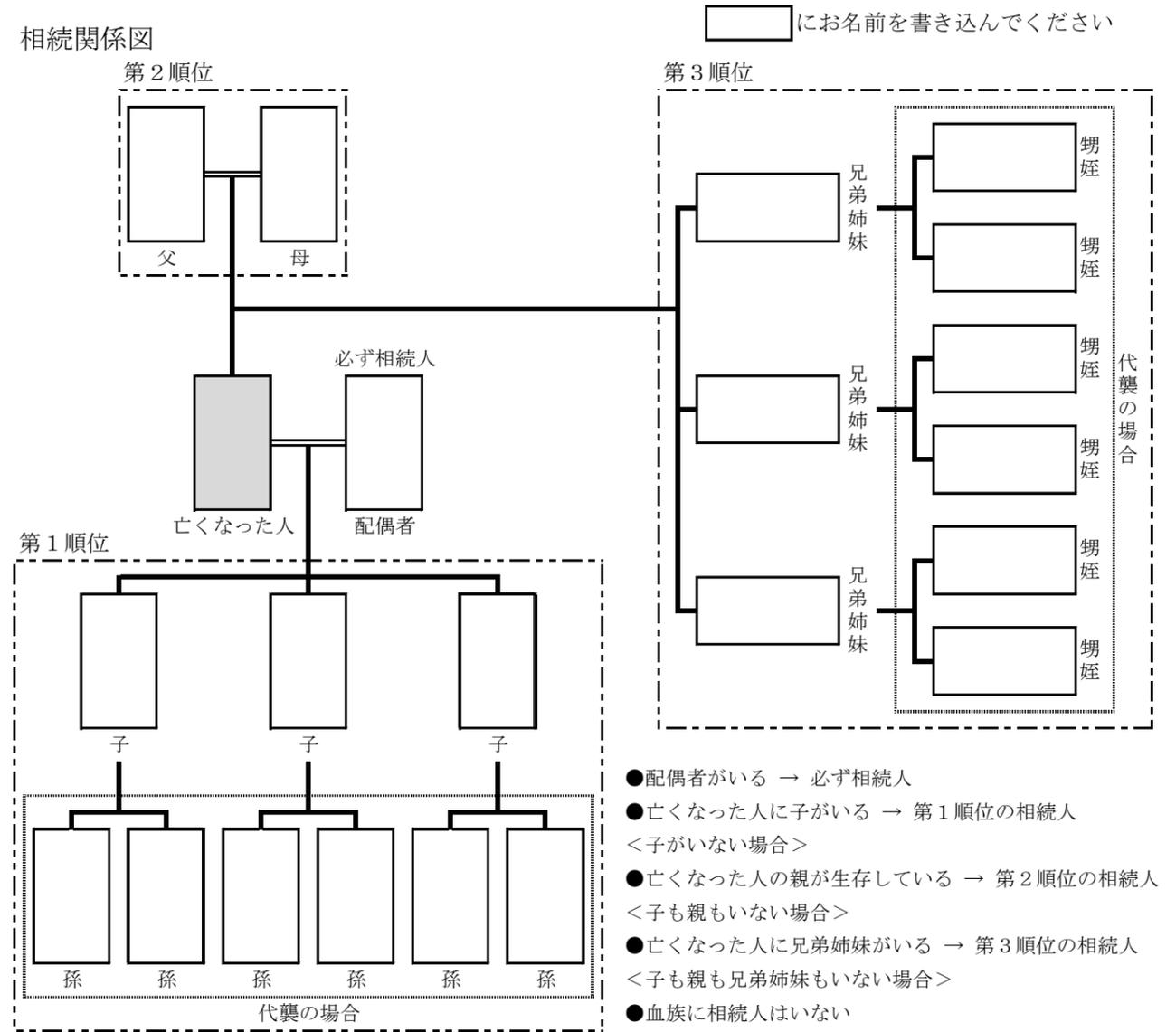
今回、下記の者を相続人代表者として指定し、農地法（農業経営基盤強化促進法）に基づく手続きの事務及び許可等の受領に係る権限を委任いたしましたので届出します。

相続人の代表者	氏名			
	住所			
被相続人	氏名			
	死亡時の住所			
	死亡年月日	年	月	日
相続人	氏名	被相続人との続柄	住所	相続分
摘要				

※ 農地を貸す場合、相続人を特定する必要があり、かつ過半の同意を得る必要。（民法第252条）

※ 添付資料 各共有者の戸籍謄本原本、印鑑証明（自署の場合は不要）

相続関係図



※ 本資料は2021年3月末現在の法律等に基づいて作成しております。また、内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取扱を記載しております。このため、諸条件により掲載の内容とは異なる取扱がなされる場合がありますのでご注意ください。実際に相続手続を行うにあたっては、必要に応じて弁護士や税理士等と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご対応くださいますようお願いいたします。

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。なお、相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされます。また、内縁関係の方は、相続人に含まれません。

<第1順位> 死亡した人の子供  
 その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供の方を優先します。

<第2順位> 死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）  
 父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先します。第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人になります。

<第3順位> 死亡した人の兄弟姉妹  
 その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないとき相続人になります。